

扶桑町国民保護計画

【改訂版】

令和7年3月

目次

第1編 総 論.....	1
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等.....	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ.....	1
2 町国民保護計画の構成.....	1
3 扶桑町国民保護協議会の設置・運営.....	2
4 町国民保護計画の見直し、変更手続.....	2
5 扶桑町国民保護対策本部・扶桑町緊急対処事態対策本部の設置・運営.....	2
6 町地域防災計画との関係.....	2
第2章 国民保護措置等の実施に関する基本方針.....	3
1 基本的人権の尊重.....	3
2 国民の権利利益の迅速な救済.....	3
3 町民に対する情報提供.....	3
4 関係機関相互の連携協力の確保.....	3
5 町民の協力.....	3
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重.....	3
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施.....	3
8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保.....	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等.....	5
第4章 町の地理的、社会的特徴.....	9
1 地形.....	9
2 気候.....	9
3 人口分布.....	9
4 道路・鉄道の位置等.....	10
5 大規模集客施設.....	10
第5章 町国民保護計画が対象とする事態.....	11
1 武力攻撃事態の類型.....	11
2 緊急対処事態.....	13
第2編 平素からの備えや予防.....	15
第1章 組織・体制の整備等.....	15

第1	町における組織・体制の整備	15
1	町の各部課等における平素の業務	15
2	町職員の参集基準等	16
3	消防機関の体制	18
第2	関係機関との連携体制の整備	18
1	基本的考え方	18
2	県との連携	18
3	近接市町との連携	19
4	指定公共機関等との連携	19
5	ボランティア団体等に対する支援	20
第3	通信の確保	20
第4	情報収集・提供等の体制整備	21
1	基本的考え方	21
2	警報等の伝達に必要な準備	23
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	24
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	25
第5	研修及び訓練	25
1	研修	25
2	訓練	26
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	27
1	避難に関する基本的事項	27
2	避難実施要領のパターンの作成	28
3	救援に関する基本的事項	28
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	28
5	避難施設の指定への協力	30
6	生活関連等施設の把握等	30
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	31
1	町における備蓄	31
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	31
第4章	国民保護に関する啓発	33
1	国民保護措置等に関する啓発	33

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	33
第3編 武力攻撃事態等への対処	34
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	34
1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	34
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	36
第2章 町対策本部の設置等	37
1 町対策本部の設置	37
2 通信の確保	44
第3章 関係機関相互の連携	45
1 国・県の対策本部との連携	45
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	45
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	45
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	46
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	47
6 町の行う応援等	47
7 ボランティア団体等に対する支援等	48
8 住民への協力要請	48
第4章 警報及び避難の指示等	49
第1 警報の伝達等	49
1 警報の内容の伝達等	49
2 警報の内容の伝達方法	50
3 緊急通報の伝達及び通知	51
第2 避難住民の誘導等	51
1 避難の指示の通知・伝達	51
2 避難実施要領の策定	52
3 避難住民の誘導	54
第5章 救援	58
1 救援の実施	58
2 関係機関との連携	59
3 救援の内容	59
第6章 安否情報の収集・提供	60

1	安否情報の収集	60
2	県に対する報告	61
3	安否情報の照会に対する回答	61
4	日本赤十字社に対する協力	62
第7章	武力攻撃災害への対処	63
第1	武力攻撃災害への対処	63
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	63
2	武力攻撃災害の兆候の通報	64
第2	応急措置等	65
1	退避の指示	65
2	警戒区域の設定	66
3	応急公用負担等	67
4	消防に関する措置等	68
第3	生活関連等施設における災害への対処等	69
1	生活関連等施設の安全確保	69
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	70
第4	NBC攻撃による災害への対処等	70
第5	大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処	73
1	武力攻撃災害への対処に対する基本的な考え方	73
2	平素からの備え	73
3	武力攻撃災害への対処	73
第8章	被災情報の収集及び報告	74
第9章	保健衛生の確保その他の措置	75
1	保健衛生の確保	75
2	廃棄物の処理	76
第10章	国民生活の安定に関する措置	77
1	生活関連物資等の価格安定	77
2	避難住民等の生活安定等	77
3	生活基盤等の確保	77
4	交通規制等の周知	77
第11章	特殊標章等の交付及び管理	78

第4編 復旧等	80
第1章 応急の復旧	80
1 基本的考え方	80
2 公共的施設の応急の復旧	80
第2章 武力攻撃災害の復旧	81
1 国における所要の法制の整備等	81
2 町が管理する施設及び設備の復旧	81
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	82
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	82
2 損失補償及び損害補償	82
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	82
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	82
第5編 緊急対処事態への対処	84
1 緊急対処事態	84
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	84

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本方針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、町民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）並びに緊急対処事態における国民の保護のための措置に相当する措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置並びに緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務に鑑み、国民保護法第 35 条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態への対処

3 扶桑町国民保護協議会の設置・運営

町は、町国民保護計画を諮問する機関として、扶桑町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の設置・運営を行うものとする。設置は、扶桑町国民保護協議会条例（平成 18 年扶桑町条例第 3 号）によるものとする。

4 町国民保護計画の見直し、変更手続

（1）町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関及び指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聴くなど関係者の意見を求めるよう努める。

また、必要に応じて関係機関に対して、町国民保護計画作成に必要な情報の提供等の要請を行う。

（2）町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、同法第 35 条 6 項の規定により、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

5 扶桑町国民保護対策本部・扶桑町緊急処理事態対策本部の設置・運営

町は、武力攻撃事態等への対処を行う組織として、事態認定後、国対策本部長の通知に従い扶桑町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）の設置・運営を行うものとする。また、緊急処理事態への対処を行う組織として扶桑町緊急処理事態対策本部の設置・運営を行うものとする。これらは扶桑町国民保護対策本部及び扶桑町緊急処理事態対策本部条例（平成 19 年扶桑町条例第 1 号）によるものとする。

6 町地域防災計画との関係

武力攻撃事態等への対応については、自然災害等への対応と共通することが多いことから、国民保護措置等の実施に際しては、災害対策基本法第 42 条第 1 項に基づく扶桑町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）による対応方法を活用する。

第2章 国民保護措置等の実施に関する基本方針

町は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置等の実施に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 町民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、町民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町、丹羽広域事務組合並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 町民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、町民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、町民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないようにする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。また、指定公共機関である日本赤十字社の自主性の尊重、放送事業者の表現の自由について特段の配慮を行うものとする。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、警報及び緊急通報の伝達や避難誘導、救援などの国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者(※)その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害

児等を含む。以下同様とする。

8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

町は、県、消防機関等との連携を密にすること、国民保護措置等の実施に必要な情報を提供すること等により、当該国民保護措置等に従事する町職員等の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じて必要な情報を随時・十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮する。

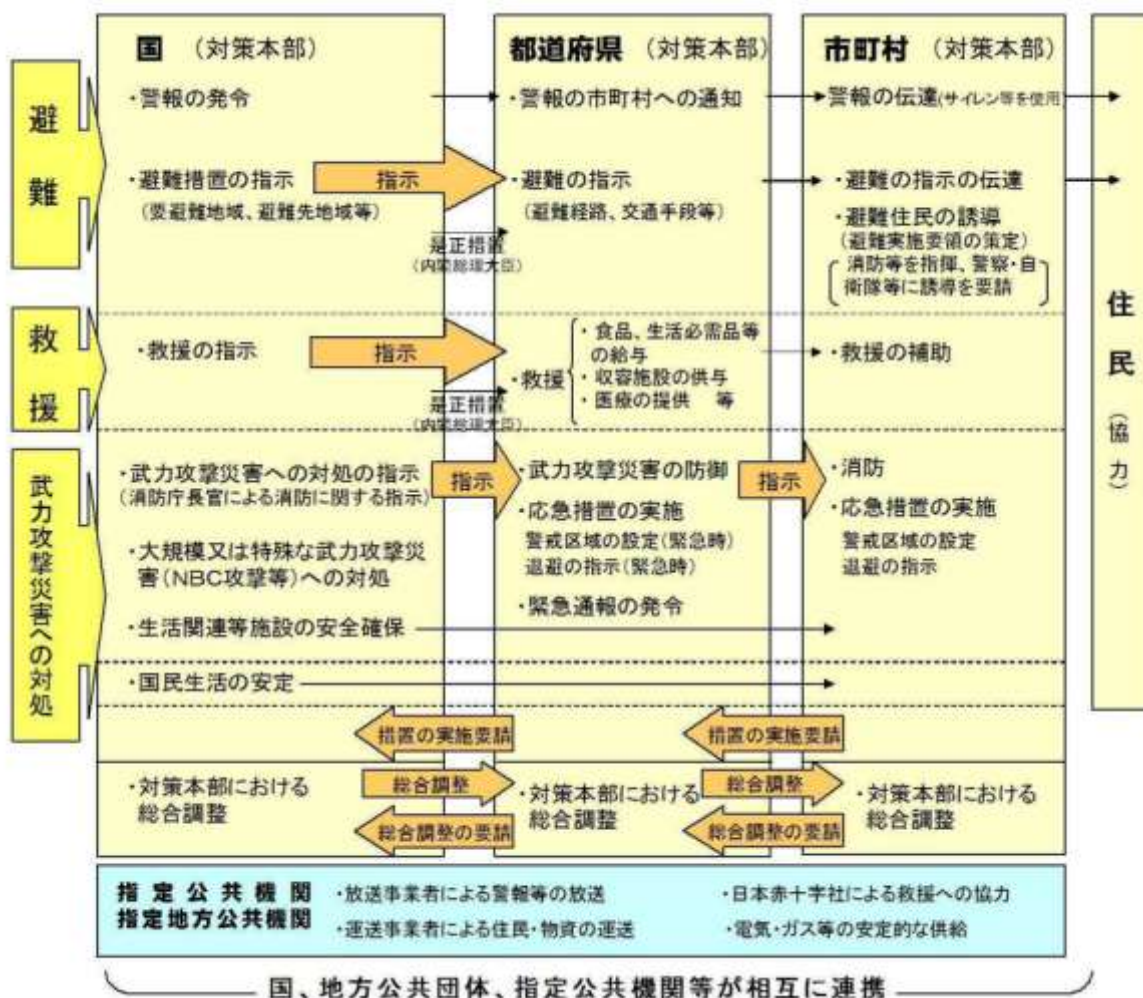
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第 3 章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



注：緊急対処保護措置についても、上記と同様の仕組みで実施される。

ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。

※指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第6号〕

※指定地方公共機関：都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの〔法第2条第2項〕

国民保護措置等について、町、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

○町の事務

機関の名称	事務又は業務の概要
町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施（消防に関する事務については、丹羽広域事務組合において処理） 8 水の安定的な供給その他の町民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害等及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

○県の事務

機関の名称	事務又は業務の概要
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集・整理及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示（緊急時）、警戒区域の設定（緊急時）、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

○各種関係機関の事務

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の概要
中部管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理・監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東海財務局	1 財政融資資金の貸付 2 国有財産の無償貸与等 3 金融に関する措置 4 財政上の措置
名古屋税関	1 輸入物資の通関手続き
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛知労働局	1 被災者の雇用対策
東海農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局 (名古屋事務所)	1 武力攻撃災害対策復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商鉱工業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	1 火薬類・高圧ガス・電気・ガス・鉱山等の施設の安全確保
中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中部運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保全
大阪航空局 (中部空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 飛行機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台 (名古屋地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
中部地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局 (東海防衛支局)	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関・指定地方公共機関等】

機関の名称	業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における 協力 2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的な 取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機 関	1 医療の確保
河川管理施設、道路の 管理者	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を 通じた信用秩序の維持

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

町は、愛知県の北西部に位置し、東部は犬山市、西部は江南市、南部は大口町、北部は木曽川を隔てて岐阜県各務原市に接している。

町の地形は、木曽川及びその支流により形成された犬山扇状地からなり、標高が25mから40mと起伏がなく大部分が平坦地であり、北東部から南西部へ緩やかな勾配となっている。

2 気候

気候は、温暖であるが、広大な濃尾平野を隔てて、1,000m級の伊吹山地、鈴鹿山脈があることなどから、寒冷期には季節風による降雪がしばしば見られる。

【降雨量・気温の状況（令和5年月別）】

令和5年 月別	天気日数				降雨量 (mm)	気温 (°C)			平均 湿度 (%)	平均 風速 (m/s)
	晴	曇	雨	雪		平均	最高	最低		
1月	16	10	3	2	25.5	4.6	16.5	-4.3	63.8	2.1
2月	15	8	5	0	49.0	6.1	18.1	-2.8	55.1	2.6
3月	14	8	9	0	77.0	12.2	25.5	0	56.7	2.4
4月	14	4	12	0	170.5	15.4	28.5	3.5	57.7	2.8
5月	13	9	9	0	215.0	19.8	34.3	8.8	60.6	2.6
6月	6	7	17	0	335.0	23.6	34.4	13.5	69.7	2.1
7月	17	5	9	0	81.5	28.6	39.6	20.4	67.9	2.1
8月	6	8	17	0	193.0	29.1	38.9	23.1	70.3	2.7
9月	10	9	11	0	144.0	27.2	37.9	19.0	70.4	1.9
10月	14	6	11	0	106.5	17.9	27.4	7.6	63.4	2.3
11月	13	9	8	0	65.0	13.1	26.2	3.2	67.4	2.3
12月	18	7	6	0	68.0	7.8	22.00	-2.6	66.4	1.8
年間日数	(計)	(計)	(計)	(計)	年間降雨量	(平均)	年最高	年最低	(平均)	(平均)
365	156	90	117	2	1,530.0	17.1	39.6	-4.3	64.1	2.3

※「扶桑の統計」（令和5年版）

3 人口分布

町の人口は、名鉄犬山線の扶桑駅を中心に、名鉄犬山線と主要地方道一宮・犬山線の沿線に集中している。また、町内に点在する住宅団地などにおいて、高密度の人口集中がみられ

る。

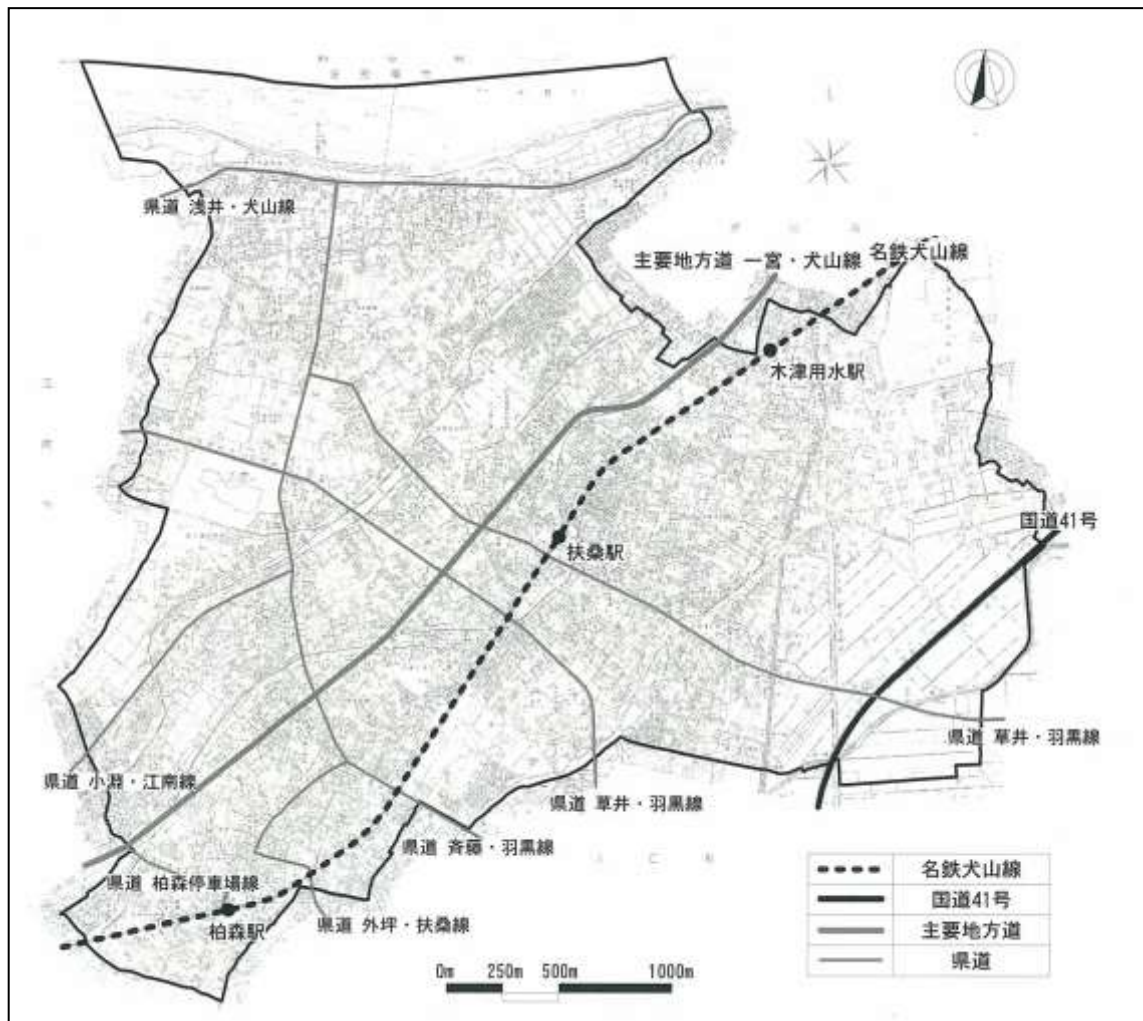
4 道路・鉄道の位置等

愛知県と岐阜県を結ぶ広域的な幹線である国道 41 号が町東端を南北に、愛知県北部の中心都市である一宮市や犬山市と結ぶ主要地方道一宮・犬山線が町中心部を通過しており、これらの道路が町の広域交通機能を担っている。

これらの機能を補完し連絡する道路として、県道浅井・犬山線、県道草井・羽黒線、県道小淵・江南線、県道斉藤・羽黒線、県道外坪・扶桑線、県道柏森停車場線などが配置されている。

また、鉄道は名鉄犬山線が通過しており、町中心部の扶桑駅のほか、南部に柏森駅、北部に木津用水駅が配置され、主に名古屋方面への通勤・通学に利用されている。

【道路・鉄道の配置状況】



5 大規模集客施設

大規模集客施設として、町西部にイオン扶桑ショッピングセンター（店舗面積 36,094 m²、延べ床面積 73,818 m²）が出店し、町内外から多くの人を集めている。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態の類型

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

①着上陸侵攻	
	・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向性を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
	・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
	・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
	・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。
	・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復興が重要な課題となる。
②ゲリラや特殊部隊による攻撃	
	・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。
	・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、NBC兵器や汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
	・ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、知事及び県警察は、市町村（消防機関を含む。）、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の様態に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。
③弾道ミサイル攻撃	
	・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
	・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。

	弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。
④航空攻撃	
	- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 - 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 - なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。 - 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 - 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※特殊な対応が必要となる NBC 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等は次の通りである。

①核兵器等	
	- 当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることにより、その物質そのものが持つようになる放射能）によって被害が生じる。 - 放射性降下物は爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。 - 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。また、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻をタオル等で保護する、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、内部被ばくの低減に努める必要がある。 - 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。また、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染、その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
②生物兵器	
	- 人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、散布が判明した時点では、既に被害が拡大している可能性がある。 - 使用される生物剤の特性、ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否かなどにより被害範囲が異なるが、ヒトを媒介する生物剤による攻撃では、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 - 国による一元的情報収集、データ解析等により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となる病原体の特性に応じた医療活動、蔓延防止対策を行うことが重要である。
③化学兵器	
	- 一般的に、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散する（サリン等の神経剤は空気より重く、下を這うように拡散する。）。 - 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤により異なる。 国、関係機関等の連携の下、原因物質の検知、汚染地域の特定又は予測を適切に行い、避難については、住民を安全な風上の高台に誘導するなど、避難措置を適切に行うことが重要であり、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に

	応じた救急医療を行うことが重要である。
	・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

【緊急処理事態の定義】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日国の武力攻撃事態等への対処に関する基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

（１）攻撃対象施設等による分類

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	
	・原子力事業所等の破壊 ○大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被爆する。 ○汚染された飲食物を摂取した住民が被爆する。 ・石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ・危険物積載船への攻撃 ○危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ・ダム破壊 ○ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	
	・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。 ・列車等の爆破

（２）攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	
	・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ○ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ○小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ○化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。 ・水源地に対する毒素等の混入

	○毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	
	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 ○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、町国民保護対策本部及び各部局における事務分担、職員の配置等を町国民保護計画に定めるなどその体制の整備を図る。

1 町の各部課等における平素の業務

町の各部課等は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【町の各部課等における平素の業務】

部局名	平素の業務
生活安全部	・国民保護協議会の運営に関すること ・町国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・国民保護計画の更新に関すること ・関係機関との連絡体制の構築に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・避難に関する基礎的資料の常備に関すること ・避難施設の指定及び廃止等の周知に関すること ・生活関連等施設の把握及び管理者への安全確保措置の要請に関すること ・国民保護措置に関する研修及び訓練に関すること ・安否情報の収集・整理体制の整備に関すること ・被災情報の収集報告に必要な準備に関すること ・消防団に関すること ・国民保護に関する啓発に関すること ・外国人への通報のための伝達方法の検討に関すること ・廃棄物処理等に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・その他国民保護措置に係る他の部署に属さないこと
議会事務局	・町議会との連絡に関すること ・安否情報の照会への回答・提供体制の整備に関すること
健康福祉部	・避難施設の運営体制の整備に関すること ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療及び医薬品等の供給体制の整備に関すること ・物資及び資材の備蓄・輸送等に関すること

	・ボランティア関係団体との連携、支援に関すること ・保健衛生全般に関すること
産業建設部	・復旧に関すること ・避難所・避難経路の整備・維持に関すること ・食料の調達に関すること
教育委員会	・学校教育施設への周知に関すること ・学校教育施設の避難体制等に関すること
関係各課	・町民の権利利益の救済に係る手続等に関すること ・避難に関する民間事業者からの協力の確保に関すること ・避難に関する関係機関等との連携に関すること ・町が管理する生活関連等施設の安全確保に関すること ・町が管理する施設及び設備の整備、点検に関すること

【丹羽広域事務組合における平素の業務】

丹羽広域事務組合水道部	・飲料水の安定的な供給に関すること
丹羽広域事務組合消防本部	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課等間の調整、企画立案については、国民保護担当責任者（生活安全部長）が行う。

2 町職員の参集基準等

（１）職員の迅速な参集体制の整備

扶桑町非常配備体制基準に基づき、交通の途絶、職員の家族の被災などにより職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保等に関し必要な事項も併せて定めるとともに、職員に周知し、徹底を図る。

（２）24 時間即応体制の確立

町は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置等を実施する体制を整備する。体制整備に当っては、常備消防体制との連携を図りつつ、当直等の強化を行うなど速やかに町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制など、24 時間即応可能な体制を整備するよう努める。

（３）町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、町地域防災計画に準じ、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
① 第1非常配備	各部の長及び各課、消防本部等の少人数を参集
② 第2非常配備	原則として、第3非常配備体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 第3非常配備	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	町の全ての部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	町の全ての部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全ての部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全ての部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 職員の服務基準

町は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部又は町緊急対処事態対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料・飲料水、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部における体制

町は、丹羽広域事務組合の管理者に対し消防本部が、町における参集基準等と整合性が確保されるように、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるよう要請する。

その際、町は、消防本部における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置等が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、丹羽広域事務組合消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置等を実施するに当たり、国、県、丹羽広域事務組合、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、国民保護措置等に関し、広域にわたる避難や NBC 攻撃等の武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

町は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との町国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置等と町の行う国民保護措置等との整合性の確保を図る。

(4) 道路管理者（県警察含む）等との連携

道路管理者である町長は、武力攻撃事態等においては、他の道路管理者等（県警察含む）と連携し、交通規制状況や道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるように体制の整備に努める。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備の要請

町は、丹羽広域事務組合の管理者に対し、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るよう要請する。また、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるよう要請する。さらに、消防機関の NBC 対応可能部隊数や NBC 対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るよう要請する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定に関し、国民保護措置等に対しても行われるように見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織等の核となるリーダーに対しての研修等を通じて、国民保護措置等の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実が図られるよう支援するとともに、自主防災組織相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう努める。

また、国民保護措置等についての継続的な訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実が図られるよう支援する。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置等の実施に関し、町地域防災計画に準じ、高度情報通信ネットワーク非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害において、情報収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えた非常用電源の確保、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の活用

町は、緊急情報ネットワークシステム（E-m-N e t）や全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を的確に活用し、実情に応じた情報伝達手段の多重化、多様化を推進し、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、国民保護措置等の実施状況、安否情報、被災情報その他の情報等を収集及び整理し、関係機関、住民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。特に、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に配慮すべき者に対しても、情報が迅速に提供できるよう必要な検討を行う。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

町は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

なお、町の武力攻撃事態等における情報通信手段については、災害時の情報通信手段として確保している情報通信手段を活用するとともに、その運用・管理、整備等に当たっては、次の点を十分考慮する。

【通信体制の整備に当たっての留意事項】

施設・設備面	・ 情報通信手段の施設については、平素から管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃事態等における通信の確保を図るため、平素から国民保護措置等の実施に必要な通信のための設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を積極的に実施する。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日を含め、通信体制の確保に努める。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で運用方法について十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、武力攻撃事態等における災害により情報収集・連絡に当る担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努める。
	・ 情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、告知放送、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対し、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

（３）情報の共有

町は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながら、情報のデータベース化等の推進に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法についてあらかじめ定めるとともに、住民及び関係団体に伝達方法の周知を図る。その際には、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、警報を通知すべき各種関係機関をあらかじめ町国民保護計画において位置づける。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要な同報系防災行政無線の機能の維持に努める。

(3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに、町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みを P R すること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号。以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて、県に報告する。ただし、必要に応じて町長が適当と認める方法による収集を行うことが出来るものとする。

【収集・報告すべき情報】

1. 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号にいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会への回答の可否
- ⑬ 知人からの照会への回答の可否
- ⑭ 親族・同居者・知人以外からの照会への回答の可否

2. 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ 親族・同居者・知人以外からの照会への回答の可否

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、町における安否情報の整理責任者を生活安全部長、安否情報の回答責任者を議会事務局長と定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、総務省（消防庁）が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）などの利活用等、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づき、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努める。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置等の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、県、消防機関、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、国民保護措置等についての訓練を実施するよう努める。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、丹羽広域事務組合、近隣市町、県、国等の関係機関と連携し、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害等における災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定を踏まえ、実際に資機材等を用いて行うなど実践的なものとするとともに、訓練後に評価を行い、課題を明らかにし、修正を行う。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

以下に実施を検討する訓練について記述する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置等と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置等についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、町地域防災計画及びマニュアル等に準じて、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

（1）基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 人口分布・世帯数のデータがわかる地図。
- 昼間に人口が集中する可能性がある大規模集客施設や企業等がわかる地図
- 区域内の道路網のリスト及び地図
 - （※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、町道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
 - （※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
 - （※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
 - （※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - （※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
 - （※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
 - （※ 特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）
- 自治会・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - （※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
 - （※ 消防本部の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
 - （※ 消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者の個別避難支援プラン

（2）隣接する市町村との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する犬山市、江南市、大口町、岐阜県各務原市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

（3）高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

町は、高齢者、障害者、乳幼児、その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から名簿等を作成し、これらの者の所在把握等に努め、個別の避難支援計画を作成するとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うために必要となる措置の計画策定及び訓練の実施に努めるよう要請する。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もあるため留意すること。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校・事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校・事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、県・県警察、自衛隊等の関係機関と緊密な意見交換を行うとともに、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮する。

避難実施要領作成に際しての関係機関の意見聴取については、できるだけ迅速に行うことができるよう定める。

また、町は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定める。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県との調整の結果、町長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定める。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、自ら町内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、県と連携して運送事業者である指定地方公共機関の輸送力及び確保すべき輸送施設（道路・鉄道施設等）についてあらかじめ把握するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

避難住民の運送及び緊急物資の運送のための輸送路の確保に関する公共的施設の管理者である町長は、当該輸送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は、関係する管理者等の相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、物資等の搬入・搬出や避難住民等の出入り等に適した構造及び保有設備、立地状況等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。また、避難施設として指定を受けた施設の廃止、用途の変更、改築等重要な変更を加えようとするときは、知事に届け出るものとする。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

町は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、相互に活用することとし、よう、町地域防災計画で定められている備蓄品目、備蓄数量等を踏まえ備蓄し、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、県と連携し、迅速に供給できる体制を整備する。

(2) 国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

町は、国民保護措置等のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努める。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置等の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

また、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害等による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、町所有財産に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置等に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国民保護措置等の重要性について、国及び県と連携して国の啓発に協力するとともに、町国民保護計画の周知を図る。周知方法としては、広報誌、インターネット等の各種媒体による広報や、住民向けの説明会や研修会などを実施する。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

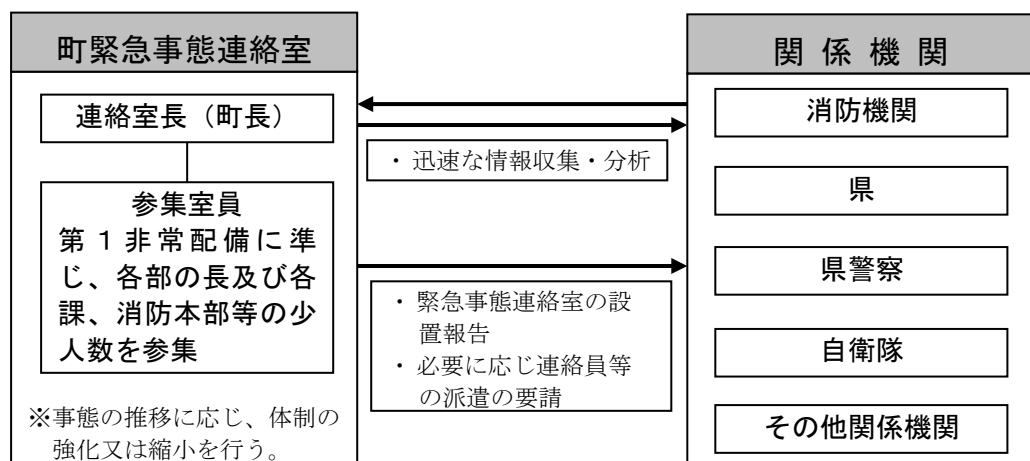
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 町緊急事態連絡室の設置

- ① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての的確かつ迅速に対処するため、町緊急事態連絡室を設置する。町緊急事態連絡室は、町地域防災計画における第1非常配備を参考とし、町対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【緊急事態連絡室の構成等】



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。

また、町は、丹羽広域事務組合の管理者に、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するよう要請する。

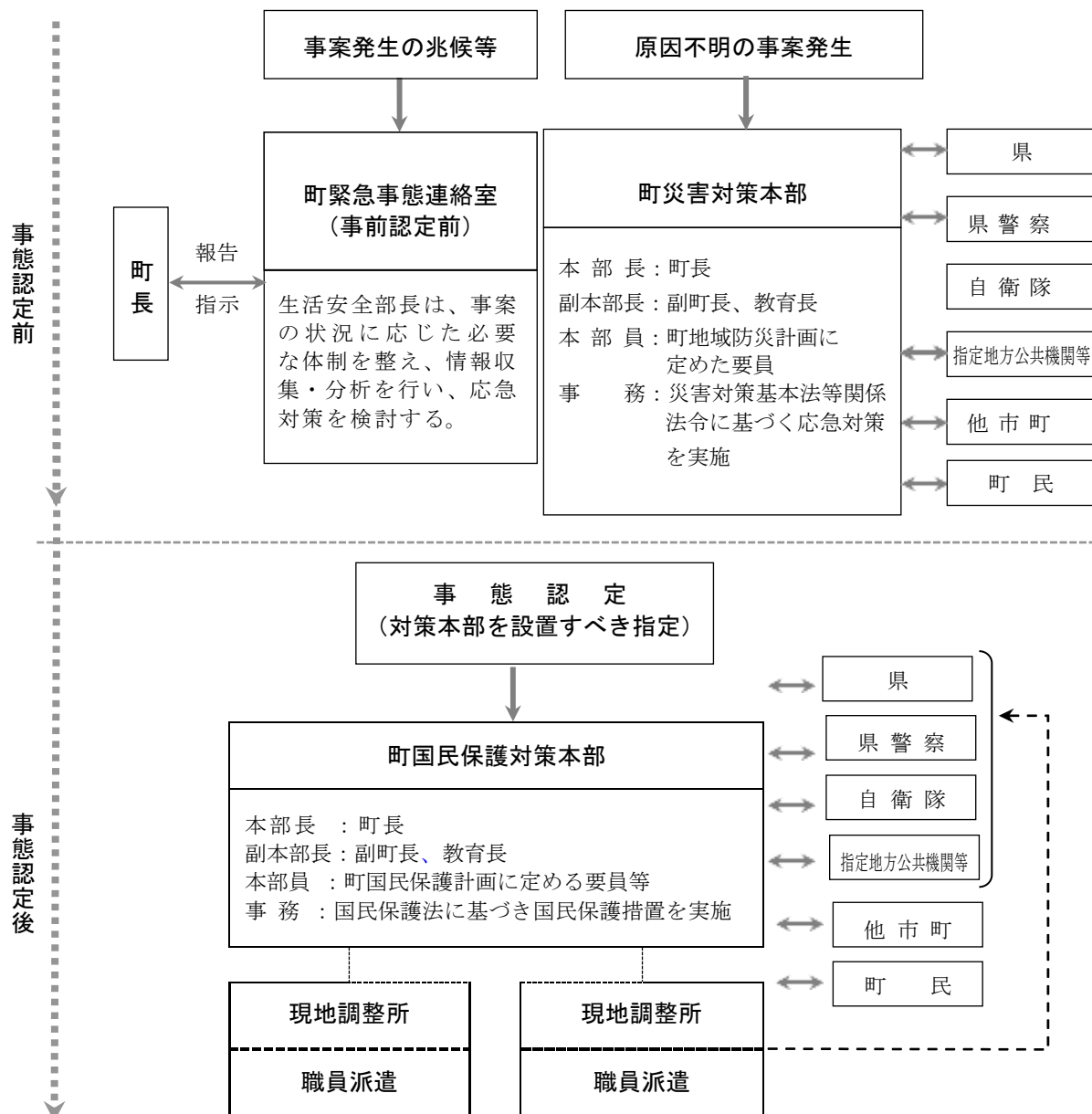
- ② 町緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、町緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。
- この場合、町緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

町は、町緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、町対策本部設置の要請などの措置等を行う。



(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 町対策本部への移行に要する調整

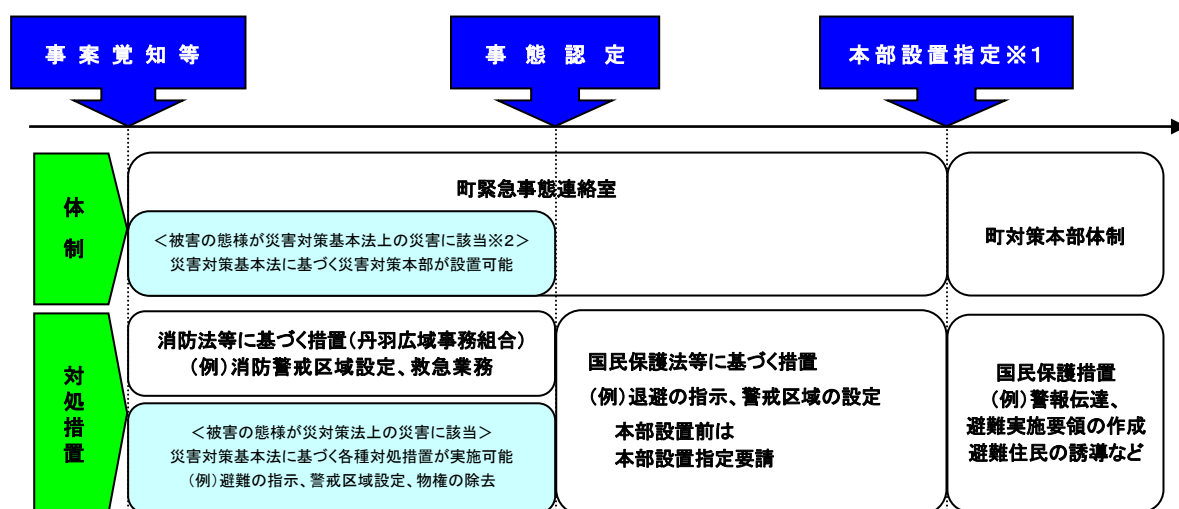
町緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、町緊急事態連絡室は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係部課室に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【町の体制・対処措置と事態認定等の時系列関係】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火事・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、第1非常配備を立ち上げ、又は、町緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する（※事前に町緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者（本部班）は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、町地域防災計画における連絡体制を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町庁舎応接室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料・飲料水、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等、町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

【町対策本部設置のための予備施設】

第1順位	第2順位
中央公民館会議室	総合体育館応接室

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置等を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は、町地域防災計画に準じ、以下のとおりとする。町対策本部長を補佐する機能は、生活安全部が担うものとする。

【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】

扶桑町国民保護対策本部 本部長 町 長 副本部長 副町長 教育長 本部員 生活安全部長 総務部長 健康福祉部長 産業建設部長 教育部長 議会事務局長 町長が特に必要があると認めた場合に招集する職員 社会福祉協議会事務局長	生活安全部	部 長	副部長	班	班長	担当課	
		生活安全全部	生活安全全部長	防災安全課長	本部班	防災安全課長	防災安全課
					調査班	税務課長	税務課
					地域協働班	地域協働課長	地域協働課
	環境班	環境課長	環境課				
	総務部	部 長	副部長	班	班長	担当課	
		総務部長	財政管財課長	財政班	財政管財課長	財政管財課	
				総務班	行政課長	行政課	
	出納班	会計課長	会計課 監査委員事務局				
	情報部	部 長	副部長	班	班長	担当課	
		議会事務局長	秘書企画課長	情報連絡班	議会事務局長	議会事務局	
	広報班			秘書企画課長	秘書企画課		
	健康福祉部	部 長	副部長	班	班長	担当課	
		健康福祉部長	長寿介護課長	物資供給班	長寿介護課長	長寿介護課	
衛生班				健康推進課長	健康推進課		
救助班				福祉課長	福祉課		
総合受付班	戸籍保険課長	戸籍保険課					
産業建設部	部 長	副部長	班	班長	担当課		
	産業建設部長	土木農政課長	土木農政班	土木農政課長	土木農政課		
			住宅復旧班	都市政策課長	都市政策課		
下水道班	下水道課長	下水道課					
教育部	部 長	副部長	班	班長	担当課		
	教育部長	学校教育課長	学校教育班	学校教育課長	学校教育課		
			文教施設班	生涯学習課長	生涯学習課		
子ども班	子ども課長	子ども課					
水道部	部 長		班	班長	担当		
	水道部長		水道班	水道部次長	水道部		
消防部	部 長		班	班長	担当		
	消防長		消防班	署長	丹羽消防署		
消防団部	部 長	副部長	班	班長			
	団長	副団長	第一分団 第二分団 第三分団	各分団長			

※町対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他町職員以外の者を町対策本部の会議に出席させることが可能である。
 ※兼務されている課長級の職員である副本長には、班内の上席を充てることにする。これにより副本長が決まらない場合、本来の副本長は班内直近下位の職務者が担うこととする。
 ※町の各部課等における武力攻撃事態等における業務については資料編参照

【町の各部課等における武力攻撃事態等における業務】

班	部課室名	武力攻撃事態等における業務
本部班	防災安全課	・ 国民保護計画の総合調整に関する事 ・ 町対策本部の運営・庶務に関する事 ・ 町対策本部の各部局との連絡及び総合調整に関する事 ・ 町対策本部の情報の収集及び取りまとめに関する事 ・ 国及び県対策本部との連絡、調整及び情報の共有に関する事 ・ 初動連絡体制の確立及び初動措置の立案に関する事 ・ 警報の通知、避難の指示、救援の措置、退避の指示、警戒区域の設定及び緊急通報に関する事 ・ 避難・退避の指示の伝達に関する事 ・ 被害状況の総括に関する事 ・ 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事 ・ 県本部及び防災関係機関との連絡に関する事 ・ 生活関連等施設の安全確保等に関する事 ・ 防災行政無線の開局及び運用に関する事 ・ 通信施設の確保に関する事 ・ 消防機関・消防団に関する措置及び指示等に関する事 ・ 指定行政機関の長及び指定公共機関等への措置要請に関する事 ・ 自衛隊の災害派遣要請の依頼に関する事 ・ 他の市町との協議及び応援等に関する事 ・ 交通規制について警察署との連絡調整に関する事 ・ 特殊標章等の交付及び使用の許可に関する事 ・ 赤十字標章等の交付及び使用の許可に関する事
調査班	税務課	・ 人、住家の被害の調査及び記録に関する事 ・ 安否情報の収集・整理に関する事 ・ 被災情報の収集・整理に関する事
地域協働班	地域協働課	・ 要配慮者（外国人）に関する事 ・ 避難者の誘導に関する事 ・ 自主防災組織及び住民自治組織との連絡に関する事 ・ 所管施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事 ・ 福祉避難所の開設に関する事 ・ 環境班の協力に関する事
環境班	環境課	・ 廃棄物・塵芥等の収集及びし尿の汲み取り処分に関する事 ・ 行方不明者及び死体の捜索に関する事 ・ 遺体安置所の設置に関する事 ・ 遺体の搬送、収容に関する事 ・ 廃棄物の処理に関する事 ・ 死亡獣畜の処理に関する事 ・ 仮設トイレの確保と設置に関する事 ・ 災害に伴う産業公害の調査及び応急措置に関する事
財政班	財政管財課	・ 公用車の管理に関する事 ・ 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・ 普通財産の被害調査に関する事 ・ 緊急輸送車両の確保に関する事 ・ 緊急予算の編成及び資金調達に関する事 ・ 災害復旧計画の取りまとめに関する事 ・ 国民保護措置に要する予算に関する事

総務班	行政課	・災害に関する物品の購入並びに各種契約に関する事 ・電子計算施設の保安措置に関する事 ・他の地方公共団体に対する協力要請に関する事 ・派遣職員に関する事
出納班	会計課	・物品の調達及び出納に関する事 ・義援金品の出納に関する事
情報連絡班	議会事務局	・安否情報の照会への回答・提供に関する事 ・無線通信に関する事 ・要請事項のとりまとめ ・町議会との連絡に関する事
広報班	秘書企画課	・職員の公務災害に関する事 ・職員の出勤・出動に関する事 ・武力攻撃災害の広報に関する事 ・武力攻撃災害の記録に関する事 ・報道機関に対する発表と要請に関する事 ・本部長、副本部長の現地視察に関する事 ・来庁者及び職員の安全確保に関する事
物資供給班	長寿介護課	・食品の供給及び生活必需品の給与又は貸与に関する事 ・義援金品の受付及び配分に関する事 ・物資集積、保管及び整理に関する事 ・要配慮者（高齢者）に関する事
衛生班	健康推進課	・応急医療に関する事 ・医療関係機関との連絡調整に関する事 ・医療品及び衛生資機材に関する事 ・医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事 ・感染症の予防に関する事 ・被災者の健康相談に関する事
救助班	福祉課	・被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事 ・災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等に関する事 ・日赤奉仕団の協力要請に関する事 ・ボランティア受入、活動の環境整備に関する事 ・要配慮者（障害者等）に関する事 ・救助物資及び義援金の受け入れに関する事 ・社会福祉関係施設の安全確保及び応急復旧に関する事 ・避難所の開設に関する事
総合受付班	戸籍保険課	・食品及び生活必需品の調達及び輸送に関する事 ・被災者の相談に関する事 ・死体の埋火葬に関する事 ・救助班の協力に関する事
土木農政班	土木農政課	・道路、水路等の被害調査及び応急復旧対策に関する事 ・道路、水路等の応急復旧に必要な資機材の調達、管理に関する事 ・道路管理者の権限に基づく交通規制に関する事 ・避難路、緊急輸送路の確保に関する事 ・雨水排水ポンプ施設の維持管理に関する事 ・復旧計画の総合調整、行動の確認及び措置状況等の記録に関する事 ・農地、農作物、家畜等の被害調査及び応急復旧対策に関する事

		・愛知北農業協同組合との連絡調整に関すること ・農業用施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること ・国民保護措置を実施する際の障害物の除去に関すること
住宅復旧班	都市政策課	・家屋関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること ・建築物の防災及び応急復旧用資機材の調達、管理に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・応急危険度判定に関すること ・街路樹、公園緑地等の被害調査及び復旧に関すること ・商工業者の被害調査及び応急復旧対策の指導に関すること ・扶桑町商工会との連絡調整に関すること ・大規模集客施設等との連絡調整に関すること
下水道班	下水道課	・下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること ・土木農政班への協力に関すること
学校教育班	学校教育課	・避難所の開設及び運営に対する協力に関すること ・所管施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること ・学校等に対する警報の伝達、児童生徒等の避難等に関すること ・被災児童生徒等の応急教育に関すること ・教職員の確保に関すること ・教科書、学用品等の給与に関すること ・食品の供給に関すること ・炊き出しに関すること
文教施設班	生涯学習課	・所管施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること ・避難所の開設及び運営に対する協力に関すること ・ヘリポートの確保に関すること
子ども班	子ども課	・保育園等に対する警報の伝達、園児及び放課後児童クラブの避難に関すること ・所管施設の安全確保及び応急復旧に関すること ・福祉避難所（児童施設）の開設に関すること
水道班	丹羽広域事務組合水道部	・飲料水の供給に関すること ・水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること
消防班	丹羽広域事務組合消防本部	・消防活動に関すること ・被災者の救出に関すること ・人命救助・救出・捜索等に関すること ・避難者の誘導及び移送に関すること ・避難・退避の指示の伝達に関すること ・その他災害復旧対策に関すること
消防団	第1分団 第2分団 第3分団	・消防に関すること ・住民の避難誘導に関すること ・避難・退避の指示の伝達に関すること ・広報・調査に関すること

※協力体制について、各班内での業務に偏りがある場合は部内で調整する。部においても偏りがある場合は、町全体で調整していく。

(4) 町対策本部における広報等

町は、住民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置等の実施状況等について、広報担当者を置き、正確かつ積極的な情報提供に努める。

また、提供する情報の内容について、県と相互に情報交換を行うよう努める。

【町対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。広報活動は、情報部広報班の所掌とし、広報責任者は議会事務局長とする。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ・ 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- ・ 町対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行う。
- ・ 県と連携した広報体制を構築する。
- ・ 高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者に配慮した伝達を行う。

(5) 町現地対策本部の設置

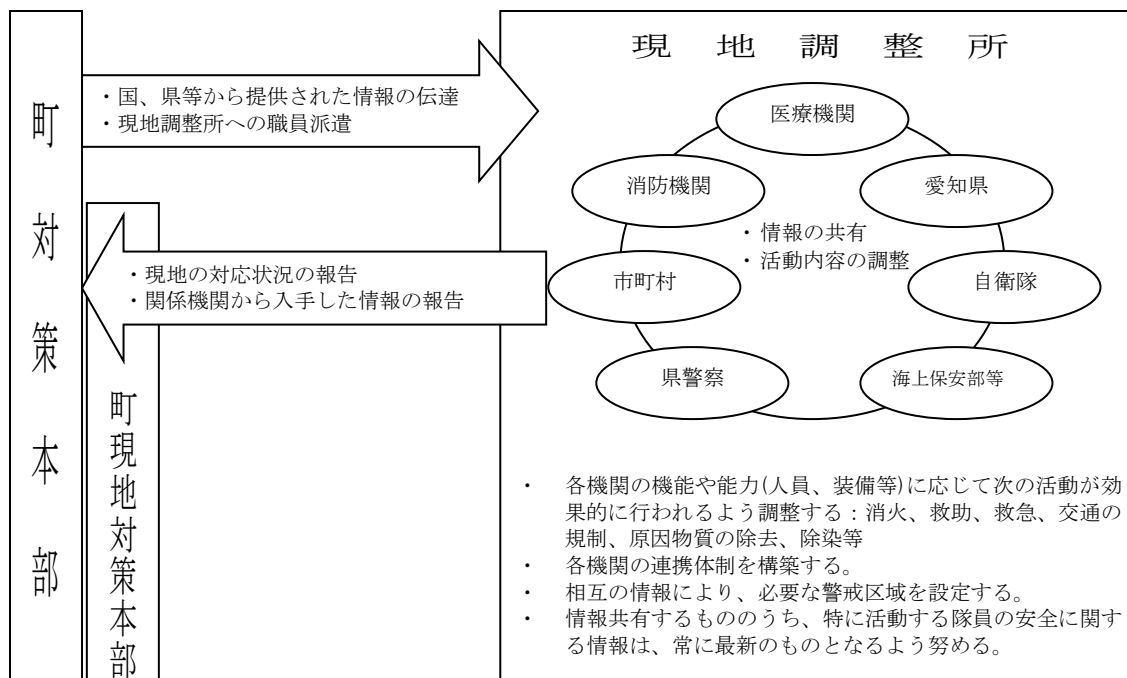
町長は、被災現地における国民保護措置等の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【町現地調整所の組織編成例】



(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置等を総合的に推進するため、各種の国民保護措置等の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置等の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域内の国民保護措置等に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該町が実施する国民保護措置等に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置等に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。また、町対策本部長は、必要に応じて県対策本部長による総合調整に関して、意見を申し出るものとする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置等の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置等に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置等の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置等を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、県における通信の確保に準じ、携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置等の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、武力攻撃事態等においては、国民保護措置等の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行う。

なお、情報通信施設に支障が生じた場合には、速やかに応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに総務省にその状況を連絡する。また、必要に応じ、バックアップの体制を構築する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先施設等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

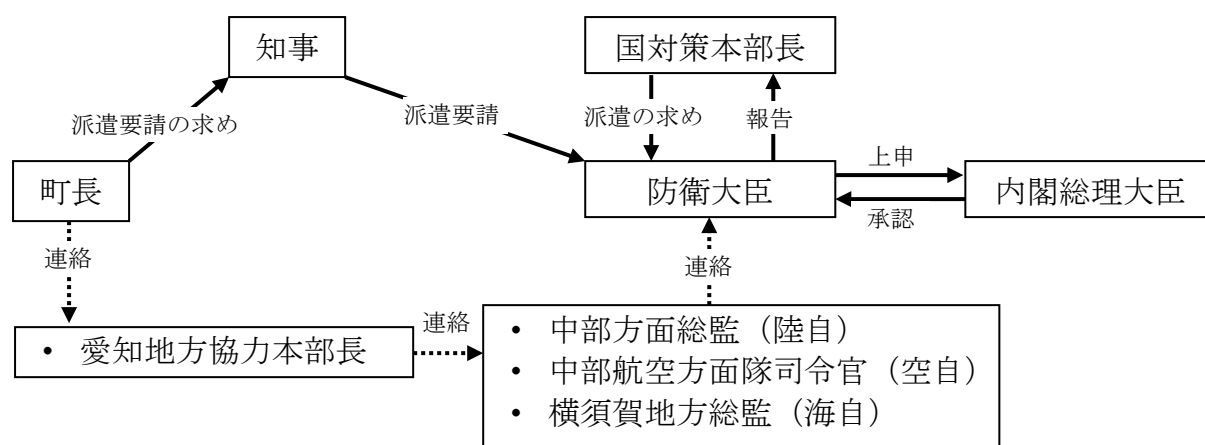
(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、愛知地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

【自衛隊の部隊等の派遣要請の求め】



(2) 町長は、国民保護等派遣（自衛隊法第 77 条の 4）を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法 76 条）及び治安出動（自衛隊法 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条）、航空自衛隊岐阜基地を警護するための出動した部隊（自衛隊施設等の警護出動：自衛隊法 81 条の 2）とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

(3) 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、我が国に対する侵害を排除するための活動が主であり、国民保護措置については、その活動に支障の生じない範囲で実施するものとなっている点に留意する。自衛隊が実施する国民保護措置は、以下の通りである。

【自衛隊部隊の活動内容】

分 類	活 動 内 容
避難住民の誘導	誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等
避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等
武力攻撃災害等への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急の復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- ③ 応援を受けた場合は、応援を実施した他の市町村に対し応援費用を支弁するものとする。また、応援費用を支弁するいとまがないときは、応援を実施した他の市町村に対し、応援費用の一時立て替え支弁を求める。

(2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請

町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣のあっせんの求め

町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。応援の求めを行った他の市町村が、応援費用を支弁するいとまがない場合は、応援費用の一時立て替え支弁を行うものとする。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等においては、ボランティア関係団体と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアへのニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、災害ボランティアセンターにおけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

なお、町は武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を自ら及び国の対策本部を通じて国民に公表するよう努める。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護措置の実施に関し住民に協力を要請する場合には、協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、協力する者の安全の確保に十分に配慮する。住民に協力を要請する措置としては、以下のよう

- 避難住民等の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

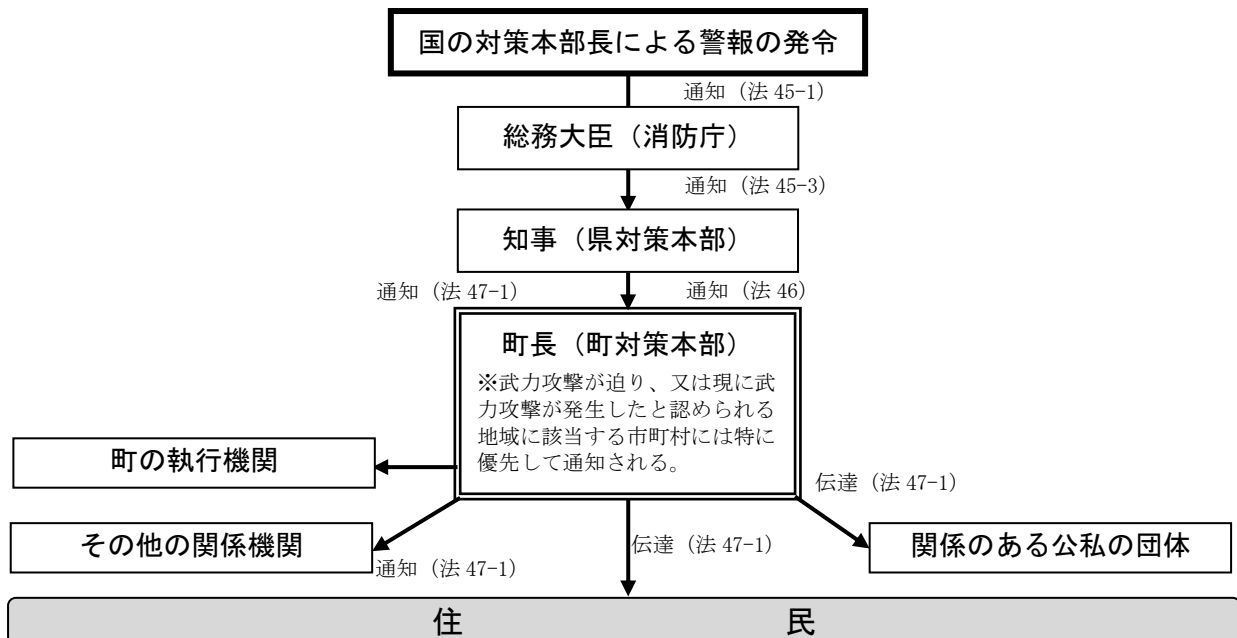
(1) 警報の内容の伝達

- ① 町は、知事から警報の通知を受けたときはあらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、病院、学校など）に伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町長は、町の他の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。また、警報の解除についても速やかに通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、ひまわりあんしん情報メールに警報の内容を掲載する。

【町長から住民・関係機関等への警報の伝達及び通知】



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を使用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

- ・原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起を図るとともに、防災行政無線等を使用することにより、警報を広く知らせる。
- ・また、町長は、広報車を使用したり、町職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合においては、町地域防災計画に準じ、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

- ・原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線や広報車、ひまわりあんしん情報メール等の使用をはじめとする手段により、周知を図る。

③ 警報の解除の伝達については、原則としてサイレンは使用しない。

※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、町長は、丹羽広域事務組合の管理者に対して、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

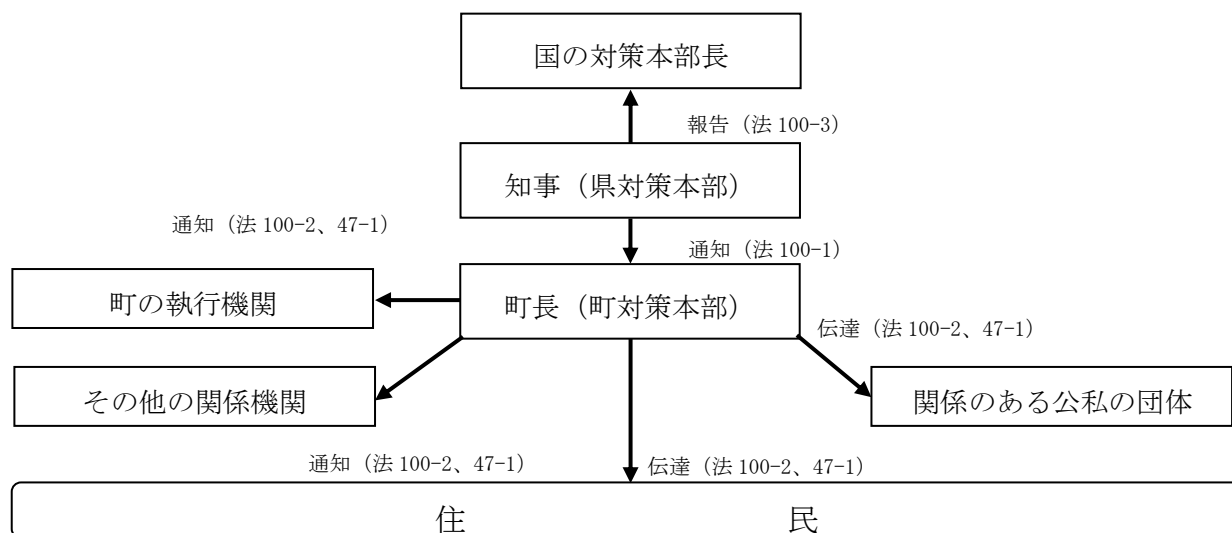
また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で個別避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法（法 47-1）と同様とする。

【町長から住民・関係機関等への緊急通報の伝達及び通知】



第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

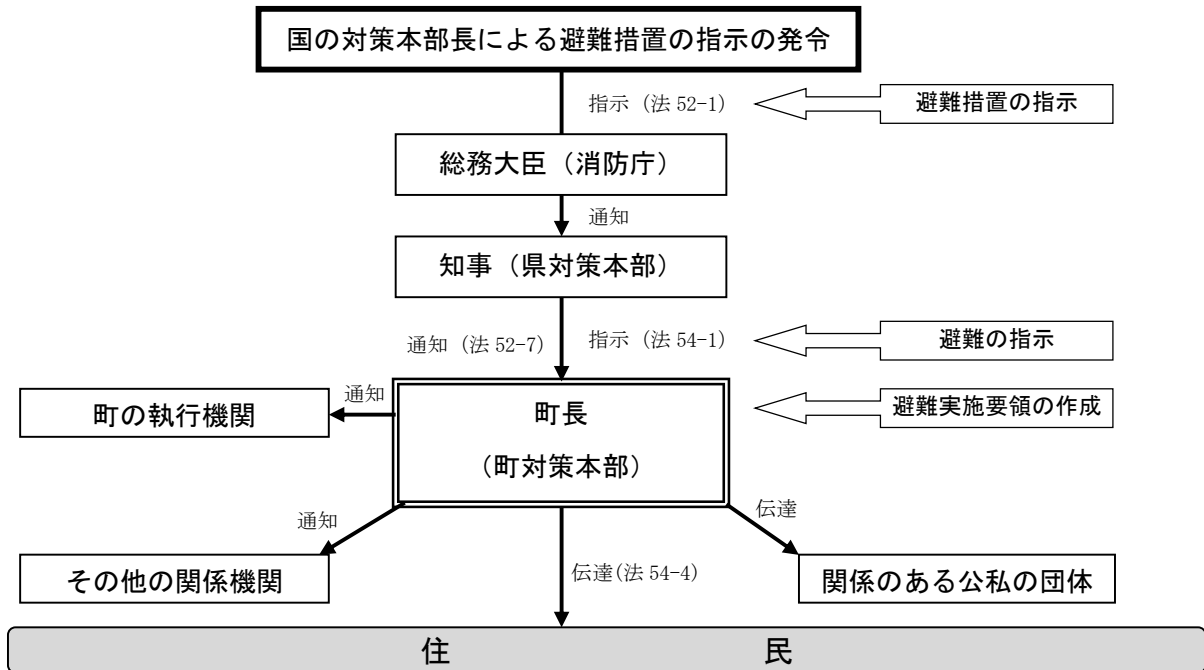
(1) 県への情報の提供

町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県へ提供する。

(2) 避難の指示の迅速な通知・伝達

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、直ちに防災行政無線、広報車、ひまわりあんしん情報メールその他の適切で効果的な手段を活用し、避難の指示を迅速に住民へ伝達する。

【町長から住民・関係機関等への避難の指示の通知・伝達】



※ 町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

住民に対する避難の指示の通知を受けた町長は、直ちに、知事、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考とし、的確かつ迅速に避難実施要領を作成する。

その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法等について十分配慮するとともに、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に努める。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項 (法定事項)】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領に定めるべき項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 町職員、消防職団員の配置等

- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (個別避難支援プランの活用)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

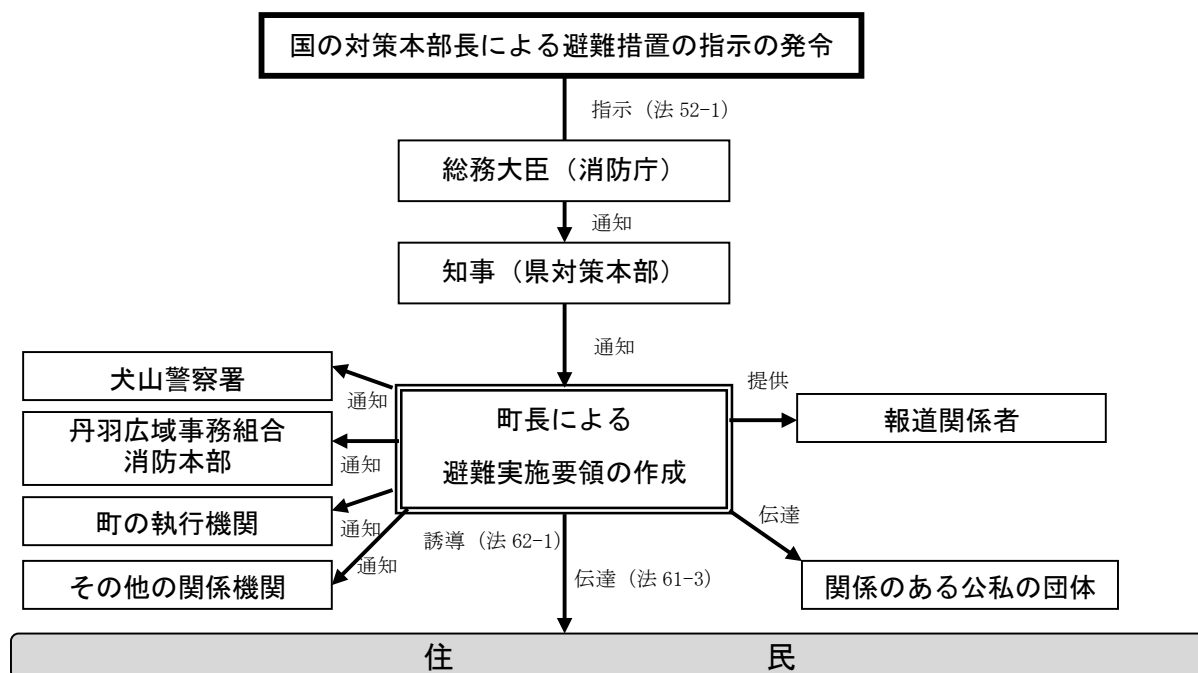
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、防災行政無線、広報車等を活用するとともに、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達する。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長、名古屋海上保安部長及び自衛隊愛知地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【町長から住民・関係機関等への避難実施要領の通知・伝達】



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町職員及び消防団長を指揮し、自治会、学校、事業所等を単位として避難住民を誘導する。また、避難実施要領に定めるところにより、丹羽広域事務組合の管理者に対して、消防長及び消防団長を指揮し、自治会、学校、事業所等を単位として避難住民を誘導するよう要請する。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難先地域において避難住民の受け入れが完了するまで避難住民の誘導を行うとともに丹羽広域事務組合管理者に対して同様に要請する。その際には避難経路の要所ごとに職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、災害の発生状況、その他の避難に資する情報を随時提供し、避難住民に混乱が生じないように配慮する。また、夜間では、暗闇の中における視界の低下により、人々の不安も一層高まる傾向にあることから、住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

町長は、丹羽広域事務組合管理者に対し、必要に応じ次の措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

- ① 消防本部が、消火活動及び救助・救急活動の状況に勘案しつつ、町長が定めた避難実施要領に基づき要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な避難誘導を実施すること。
- ② 自力歩行困難等の避難行動要支援者を人員輸送車両等により運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うこと。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の必要な便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、避難実施要領に従い、避難行動要支援者への連絡や運送手段の確保を的確に行い、個別避難支援計画に基づき円滑な避難を実施する。また、自ら避難することが困難な者が滞在している施設においては、各施設で策定している避難計画に基づき避難を実施するものとする。なお、町のみでは十分な輸送手段を確保できない場合、知事、県警察等に協力を要請する。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

町長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者については、それにより危険が生ずる場合には、警告等を発し、避難の指示に従うよう説得する。

避難住民を誘導する町職員等による警告及び指示は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するためのもので、危険が現実化していない場合でも、避難経路となる場所に障害となる物件を設置している者や、避難の流れに逆行する者など、危険な事態の発生の恐れが認められる時点で行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町長は、武力攻撃事態等においては、県警察と連携し、交通規制状況や通行禁止措置等に関する情報を住民や道路利用者に対して積極的に提供する。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

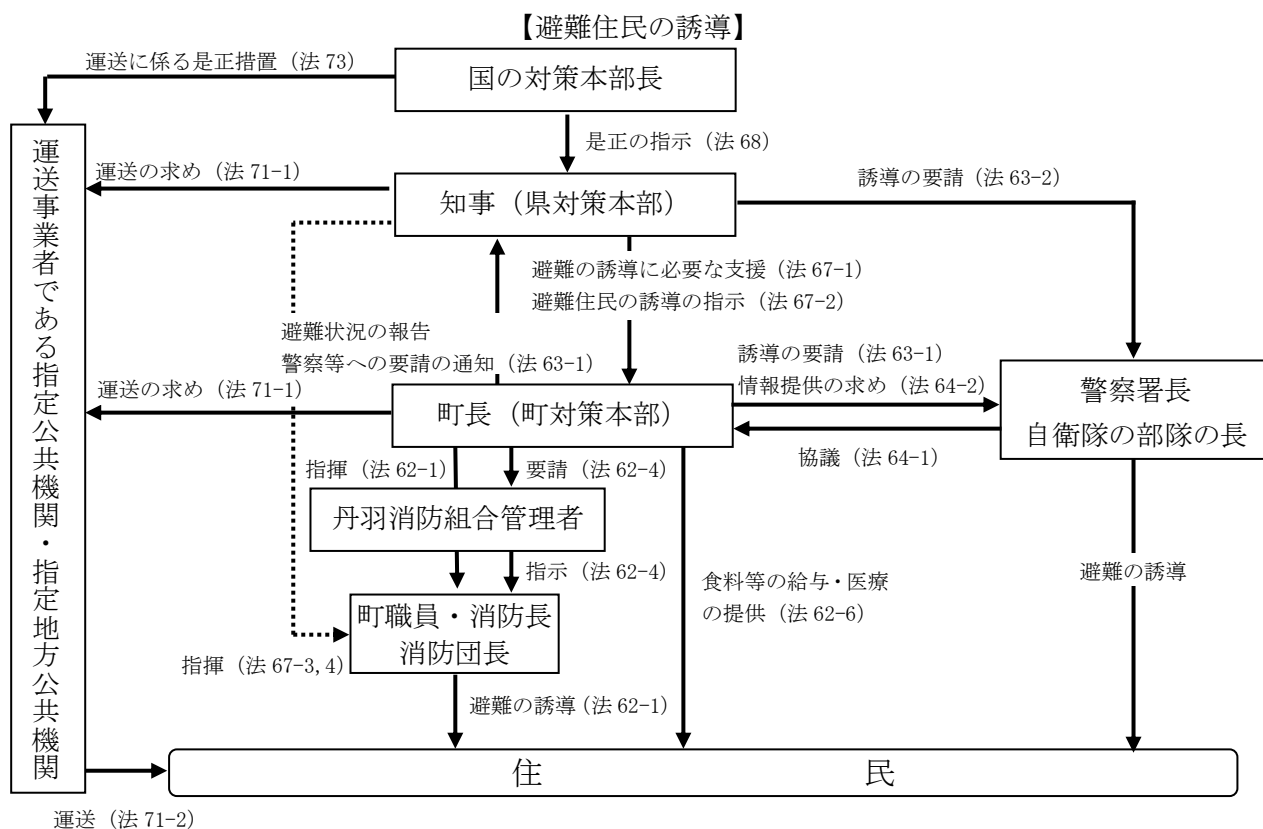
町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の運送を求める。その場合には、当該機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該機関に対し、運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時提供し安全の確保に配慮する。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく、運送の求めに応じないときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県の対策本部長に対し、その旨を通知する。

また、町長は、自ら避難することが困難なものが滞在している施設の管理者及び町のみでは十分な輸送手段の確保が困難な場合、知事、県警察及び自衛隊に協力を要請する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。



第5章 救援

知事が避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、救援に関する措置を的確かつ迅速に行うために必要があると認め、町長に所要の救援に関する措置を講じるべきことの指示があった場合に行う救援について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、通知を受け、実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、避難住民を受け入れるとともに、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

(3) 費用の一時立替え

町長は、県による救援及び町が県から実施すべき措置の通知を受けて実施した救援に擁した費用を県が支弁するいとまがないとき、費用を一時立替えて支弁するものとする。

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

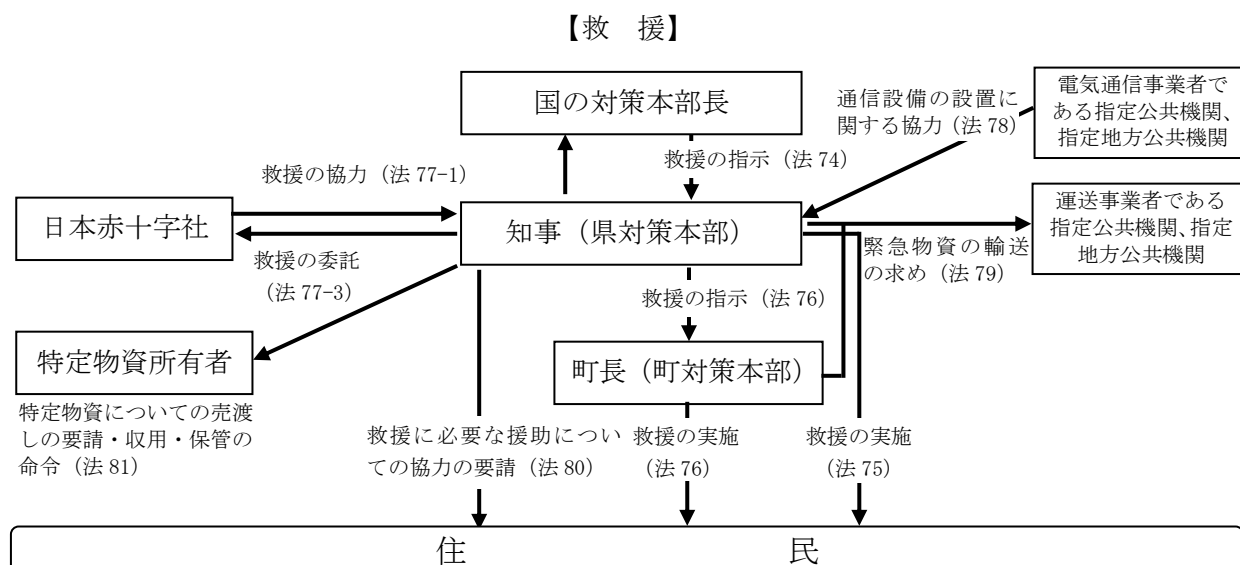
町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

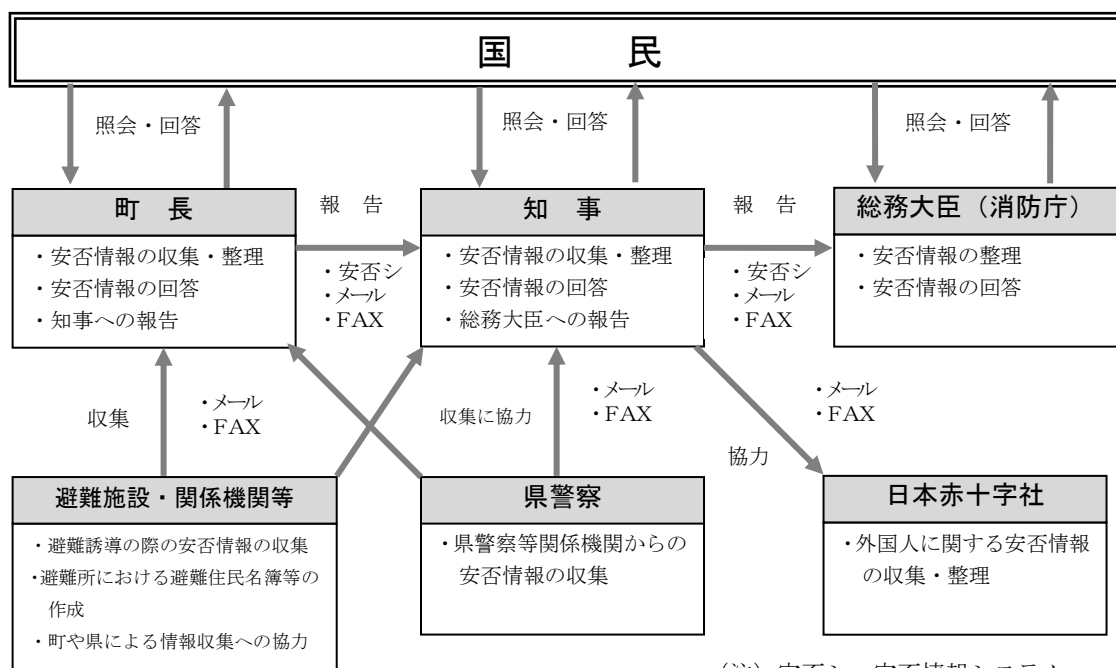
また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。



第6章 安否情報の収集・提供

町による安否情報の収集及び提供については、武力攻撃災害等の状況を踏まえるとともに、他の国民保護措置の実施状況を考慮し、緊急性や必要性を踏まえて適時適切に実施するものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

【安否情報の収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集

（1）安否情報の収集

町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際や、避難所において避難住民等から任意で収集した情報のほか、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有している住民基本台帳等の情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。

また、あわせて医療機関、諸学校、大規模事業所、丹羽広域事務組合、県警察等への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いる。

< 収 集 項 目 >

1 避難住民又は負傷した住民

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（①～⑤のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 死体の所在

（２）安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内において自主的な判断に基づくものであることに留意する。

（３）安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第２条に規定する様式第３号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合には、様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

（１）安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、住民から安否情報の照会があった場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書等により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、次の項目を回答する。
- ・避難住民に該当するか否かの別
 - ・武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別
- ② 町は、照会に係る者の同意がある時、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会に係る者の氏名、出席の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報及び居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報（武力攻撃災害等により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報並びに死亡の日時、場所及び状況並びに死体の所在）を前項と同様に様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

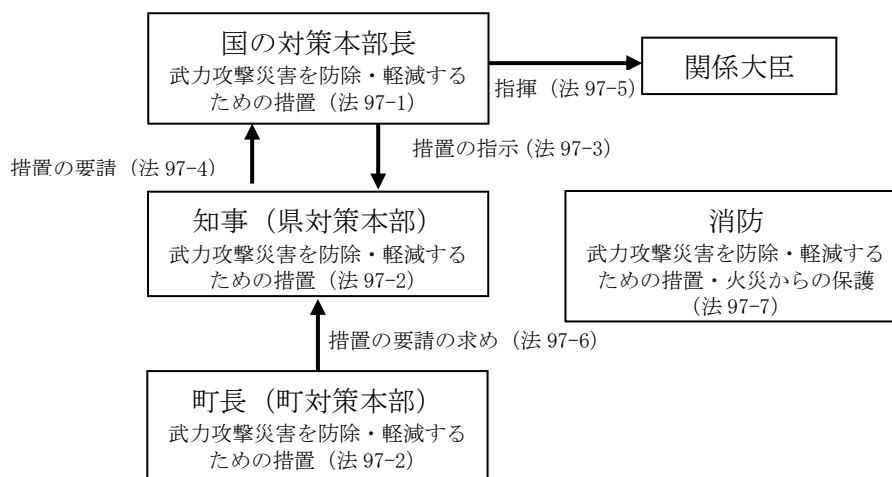
(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

【武力攻撃災害への対処】



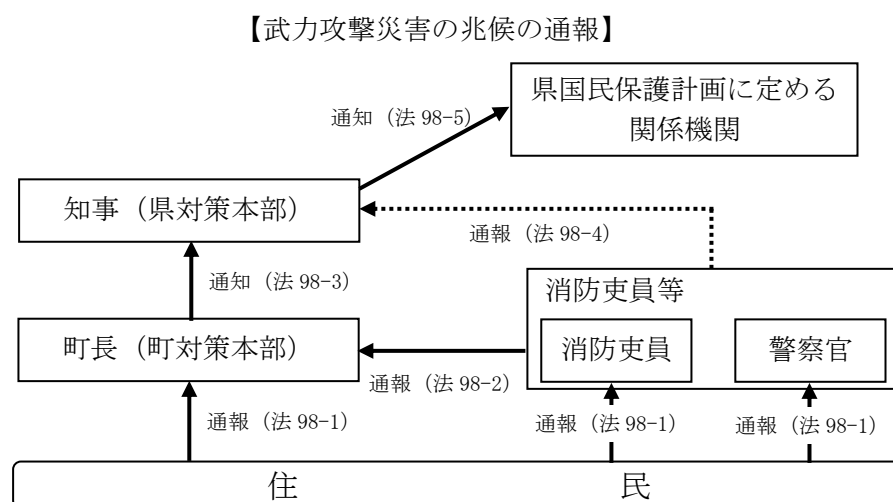
2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報することとされている。なお、町長へ通報することができないときは、知事に通報することとされている。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。



第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合や、町の周辺に立地する施設において、武力攻撃災害が発生あるいは、発生するおそれがあるとの情報を入手した場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかとまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

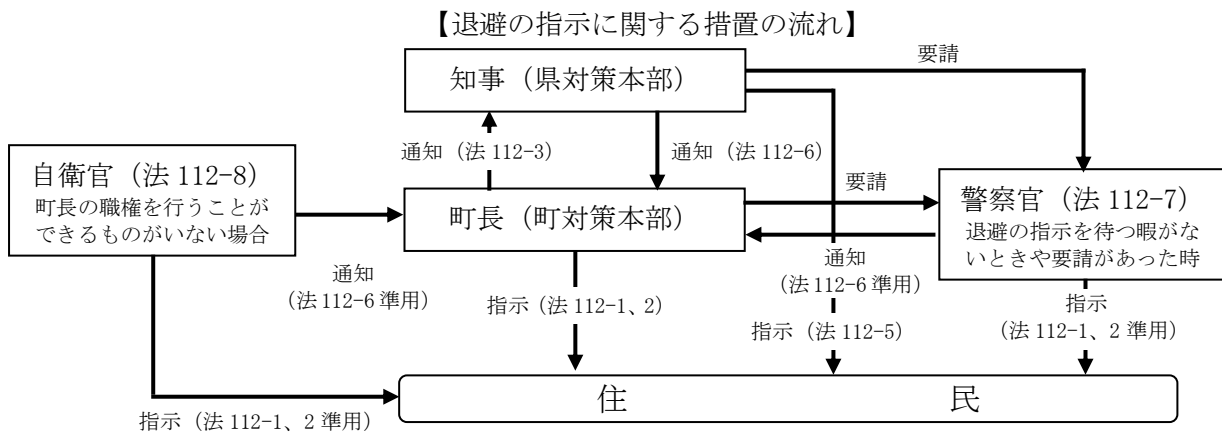
- ① 町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて丹羽広域事務組合、県警察、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 町長は、退避の指示を行う町職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。



2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合や町の周辺に立地する施設において、武力攻撃災害が発生あるいは、発生するおそれがあるとの情報を入手した場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

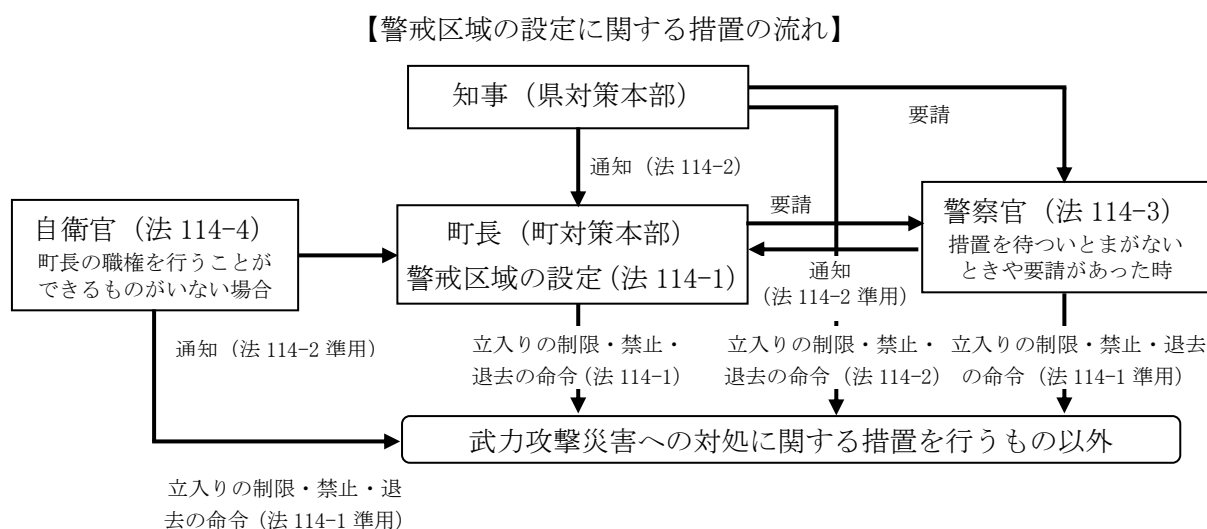
- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
- 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。



3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

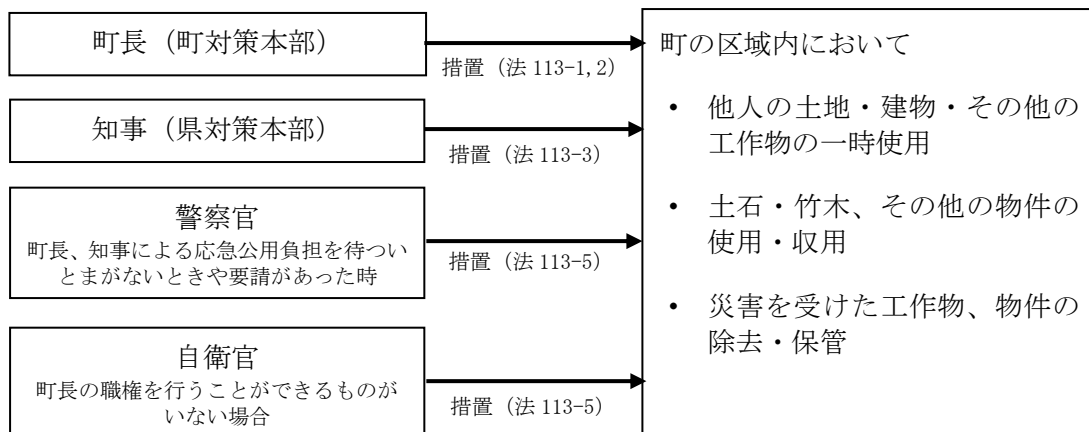
町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。ただし、この措置は、住民の財産に重大な制約を加えるものであることから、行使は、必要最小限にとどめ、公平な措置の実施に努める。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

【応急公用負担について】



4 消防に関する措置等

（1）消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行うこととされている。

（2）町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

町長は、丹羽広域事務組合の管理者に対し、消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。

（3）消防に関する応援要請等

武力攻撃災害の規模が大きい場合など、町や丹羽広域事務組合の消防力のみをもってしては対処できないと判断されるような場合、町長は、丹羽広域事務組合の管理者と連携して、速やかに、相互応援協定等に基づく消防の応援を受けるための必要な措置を講ずる。

さらに、必要な場合は、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を受けるための必要な措置を講ずる。

（4）消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行った場合、消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事及び丹羽広域事務組合の管理者と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(5) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(6) 安全の確保

- ① 町長は、消防機関に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 町長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる（一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、町は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。）。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

丹羽広域事務組合の管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずることとされている。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

※【危険物質等について丹羽広域事務組合の管理者が命ずることができる対象及び措置】

対象	大口町、扶桑町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は当該区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
措置	①危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3） ②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

丹羽広域事務組合の管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めることとされている。また、丹羽広域事務組合の管理者は、(1)の措置の①から③を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることとされている。

第4 N B C攻撃による災害への対処等

町は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

町は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

①核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

②生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服の着用・ワクチン接種等所要の防護措置を講じ安全の確保を図るとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 町長及び丹羽広域事務組合の管理者の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

また、丹羽広域事務組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使することができることとされている。

措置の実施のために必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物等に対し立入検査を実施することができる。

【町長及び丹羽広域事務組合の管理者の権限】

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

また、丹羽広域事務組合の管理者は、上記表中の第1号から第6号までに掲げる権限を行使するときは、町長と同様に当該措置を通知するものとされている。

【権限を行使するときに提示すべき事項】

① 当該措置を講ずる旨
② 当該措置を講ずる理由
③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
④ 当該措置を講ずる時期
⑤ 当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

丹羽広域事務組合の管理者は、町長と同様に応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮するものとされている。

第5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処

町は、大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処としては、町内外からの商業施設利用者や、就業者等の生命、身体又は財産の保護を最優先とし、平素から連携体制を構築するものとする。

1 武力攻撃災害への対処に対する基本的な考え方

(1) 関係機関との連携・連絡

町は、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対し迅速に対応するため、県、大規模集客施設等、その他関係機関等との連携・連絡体制を整備する。

(2) 商業施設利用者・就業者等の生命・身体又は財産の保護

町は、県、大規模集客施設等、その他関係機関等とともに、大規模集客施設等における武力攻撃災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から商業施設利用者・就業者等の生命・身体又は財産の保護に努める。

2 平素からの備え

(1) 連携・連絡体制の整備

町は、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対し迅速に対応するため、大規模集客施設等の所在地、規模等を把握するとともに、連携・連絡体制の構築を図る。

(2) 大規模集客施設等における訓練等の実施

町は、大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃災害発生時に、利用者及び就業者の安全を確保するために、国民保護措置に関する訓練を行う場合、関係機関等とも連携し、合同で訓練を実施するなど必要な支援を行う。

3 武力攻撃災害への対処

(1) 警報又は緊急通報の伝達

町は、大規模集客施設等の規模・管理者等の状況により、あらかじめ県と協議することと役割を分担し、警報又は緊急通報を迅速に伝達する。

(2) 災害発生の連絡又は報告

大規模集客施設等の管理者は、当該施設において、武力攻撃災害の発生あるいは発生のおそれに関する通報を受け、又は自ら発見した場合は、直ちに町又は県に通報するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 町は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、自衛隊等との連絡を密にするとともに、特に消防機関に対しては、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うよう、丹羽広域事務組合の管理者に要請を行う。
- ③ 町は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知）に基づき被災情報の第一報を県及び消防庁に報告する。
- ④ 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、武力攻撃災害によって生活環境が破壊され、被災者の病原体等に対する抵抗力が低下することが想定されることから、避難先地域において、被災者の健康管理のため保健師による健康管理や、小規模避難所の巡回健康相談等の健康支援を実施するなど、常に良好な衛生状態を保つように努める。また、ストレスやPTSD等に対する心のケアを図り、避難住民等の心身の健康状態の把握、健康二次被害の予防等を行う。特に高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の心身の健康状態に特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、町対策本部に防疫組織を設けるとともに、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ①町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県や丹羽広域事務組合水道部と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。
- ②町は、丹羽広域事務組合水道部と連携し、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③町は、丹羽広域事務組合水道部と連携し、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、県と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導等により被災者の食生活支援・相談を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の基本的な考え方

被害状況を的確に把握し、災害により発生した廃棄物や、処理が停滞したし尿を速やかに処理して環境衛生を確保する。町地域防災計画に準じ、廃棄物処理に関しては江南丹羽環境管理組合、し尿処理に関しては愛北広域事務組合と、あらかじめ武力攻撃災害発生時の連携体制について協議を行うものとする。

(2) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(3) 廃棄物処理対策

- ① 町は、町地域防災計画に準じて、扶桑町災害廃棄物処理計画（2020 年 12 月）等を参考としつつ、関係団体と協力を得て、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、避難住民等の生活の安定を最優先とし、生活関連物資の価格安定や、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童・生徒等に対する教育

町は、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないよう県と連携して適切な措置を講ずる。

また、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設の応急復旧等、関係機関と連携し適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（3）町有財産等の貸付け

町は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合、町が所有する財産又は物品の貸付け又は使用させ、その対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給

水道事業者である町は丹羽広域事務組合水道部に対し、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるよう指示する。

（2）公共的施設の適切な管理

道路の管理者として町は、当該道路等の公共的施設を適切に管理する。

4 交通規制等の周知

町は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態においては、県警察と連携し、交通規制状況や通行規制禁止措置等に関する情報を、住民や運転者等道路利用者に積極的に提供し周知を図る。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

「1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）」において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（1）特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

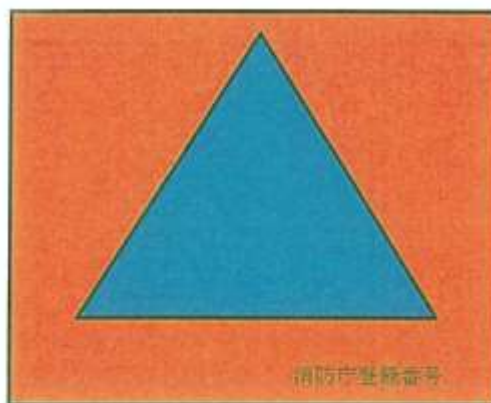
イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等。

【特殊標章のサンプル】



（２）特殊標章等の交付及び管理

町長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

①町長

- ・町職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

②水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

また、次に示す職員等については、丹羽広域事務組合消防本部において交付要綱を作成した上で交付等を行うこととされている。

消防長

- ・消防長の所轄の消防員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（３）特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害等における災害の発生後可能な限り速やかに、その所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、防災行政無線等の国民保護措置の実施上重要な情報通信施設に障害が生じたときには、予備機への切替等を行い、機能を確保するとともに、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行う。なお、復旧措置によっても機能が回復しないときは、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省に状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 各種ライフライン施設の管理者である町は、その管理する各種ライフライン施設について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 道路管理者である町は、その管理する道路について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去や、その他避難住民の運送及び緊急物資の運送の輸送路を最優先して確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、本格的な復旧に向けた所要の法制が国により整備されるまで、町の管理する施設及び設備のうち被災したものについて、国の支援を得て被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

なお、丹羽広域事務組合が国民保護法第62条第2項に基づく避難住民の誘導、及び同法第97条第7項に基づく消防を行った場合についても、同様の方法により請求することとされている。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、扶桑町文書取扱規程に基づいて、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、県に準じて国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、県に準じて国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、町民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ること等により、町民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
総合的な窓口		戸籍保険課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)	長寿介護課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)	長寿介護課
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)	税務課
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)	税務課
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	秘書企画課
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)		行政課
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)		行政課

※「法」は国民保護法を指す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、扶桑町文書取扱規程（昭和 60 年 1 月 1 日規程第 1 号）の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置等に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として第3編及び第4編の武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

扶桑町国民保護計画

【改訂版】

令和7年3月更新

発行 扶桑町 生活安全部 防災安全課

住所 〒480-0102

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地

電話 (0587) 92-4110 (直通)
